

第 3 5 号議案参考資料

議 案 名

桶川市道の駅べに花の郷おけがわ設置及び管理条例

1 提案理由

道路利用者に対し休憩の場を提供するとともに、市の魅力を発信し、産業を振興し、及び災害時の防災拠点機能を確保することを目的とする施設として、道の駅べに花の郷おけがわを設置したいので、この案を提出するものである。

2 制定の内容

道の駅べに花の郷おけがわの設置に関し、次の事項について規定する。

- (1) 業務に関すること。 (第 2 条関係)
- (2) 指定管理者による管理及び指定管理者が行う業務に関すること。
(第 3 条及び第 4 条関係)
- (3) 指定管理者の指定の申請、指定及び公表等に関すること。
(第 5 条から第 7 条まで関係)
- (4) 事業報告書の作成及び提出並びに業務報告の聴取等に関すること。
(第 8 条及び第 9 条関係)
- (5) 指定の取消し等に関すること。 (第 1 0 条関係)
- (6) 休業日及び開館時間に関すること。 (第 1 1 条及び第 1 2 条関係)
- (7) 特別利用の許可及び制限、利用権の譲渡等の禁止並びに特別利用の許可の取消し等に関すること。 (第 1 3 条から第 1 6 条まで関係)
- (8) 利用料金の納入、収入、減免及び不還付に関すること。
(第 1 7 条から第 2 0 条まで関係)

- | | |
|--------------------|-------------|
| (9) 原状回復に関すること。 | (第 2 1 条関係) |
| (10) 損害賠償等に関すること。 | (第 2 2 条関係) |
| (11) 遵守事項に関すること。 | (第 2 3 条関係) |
| (12) 入場の禁止等に関すること。 | (第 2 4 条関係) |
| (13) 秘密保持に関すること。 | (第 2 5 条関係) |

3 施行期日

公布の日から起算して 1 0 月を超えない範囲内において規則で定める
日